六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについて(答申の概要)

資料３－３

○大阪府では、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（以下「上乗せ条例」という。）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、有害物質に関する排水基準を定めている。

○そのうち、六価クロム化合物について、令和４年４月１日に「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準」が、それまでの0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に、国において見直されたことから、大阪府環境審議会水質部会では、六価クロム化合物に係る排水基準の見直しについての諮問を受け、専門的な見地から審議した結果、以下のとおり排水基準の見直し案を作成した。

１　見直しに当たっての基本的考え方

今回の排水基準の見直しに当たっては、下記のとおり、これまでの健康項目に係る排水基準設定に当たっての基本的考え方を踏まえて検討する。

|  |
| --- |
| ＜健康項目に係る排水基準設定の基本的考え方＞  ○上水道水源地域においては水源の安全性を確保するため、原則として環境基準値を上乗せ排水基準として、法に定める特定事業場に適用する。  ○上水道水源地域以外の陸域及び海域に放流する特定事業場には、農作物被害防止など人の健康保護以外の特段の理由がある場合を除き、法の排水基準を適用する。  ○生活環境保全条例で定める届出事業場に対しては、特定事業場と同じ排水基準を適用する。 |

２　排水基準

基本的考え方を踏まえると、六価クロム化合物に係る排水基準は表に示すとおりとなる。

**表　六価クロム化合物に係る排水基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 上乗せ条例  （特定事業場） | 生活環境保全条例  （届出事業場） |
| 上水道水源地域 | 0.02mg/L以下 | 0.02mg/L以下 |
| 上水道水源以外の  地域 | 上乗せ条例は適用しない  （法の排水基準＊が適用される）  ＊中央環境審議会での検討結果：  ・排水基準を「0.2mg/L以下」とする。  ・電気めっき業に対し暫定排水基準（0.5mg/L以下）を３年間設定。 | 法の排水基準と同じ |

上水道水源地域の既設の特定事業場については、排水濃度が排水基準の見直し案（0.02mg/L）を上回った事例があるが、放流前の水質検査の徹底等により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。また、既設の届出事業場については、排水濃度が排水基準の見直し案（0.02mg/L）を満足している。新設事業場についても、排水処理施設の維持管理の徹底等により、排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられる。

したがって、六価クロム化合物に係る排水基準は表のとおりとすることが適当である。

３　暫定排水基準

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場については、２で検討したとおり、既設事業場・新設事業場とも排水基準の見直し案を満足することは可能と考えられることから、暫定排水基準を設ける必要はないと考えられる。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場については、基本的考え方を踏まえると、法の暫定排水基準と同じ基準を適用することが適当と考えられるが、中央環境審議会において検討された結果、暫定排水基準の設定対象は電気めっき業のみであり、該当する届出事業場は存在しないため、既設事業場・新設事業場とも暫定排水基準を設ける必要はないと考えられる。

４　排水基準の適用開始日

上水道水源地域の特定事業場及び届出事業場に係る見直し後の排水基準については、水道水源保護の観点から、必要な手続きを踏まえて可能な限り早期に適用することが適当である。

上水道水源地域以外の地域における届出事業場に係る見直し後の排水基準については、法の排水基準の改正に合わせて適用することが適当である。

５　既設事業場に対する周知期間の設定

既設事業場に対しては、現状において見直し後の排水基準を満足していること、また、対象となる事業場が限られており個別に周知を図ることが可能なことから、周知期間を設けなくても支障はない。